

相模原市監査委員事務局障害者活躍推進計画

機 関 名	相模原市監査委員事務局
任 命 権 者	相模原市代表監査委員
計 画 期 間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日（ 5 年 間 ）
相模原市監査委員事務局における障害者雇用に関する課題	<p>相模原市監査委員事務局においては、事務局職員の総数は 17 人程度の小規模な機関であり、事務局として任用する職員については、障害者に限らず募集・採用を行っていない。</p> <p>しかしながら、定期的な人事異動や会計年度任用短期時間勤務職員など、障害者である職員が事務局へ配置されることが想定される中、障害者が活躍しやすい職場づくりの推進に向けて、より一層の組織的な体制整備が求められている。</p>
目 標	
採用に関する目標	<p>監査委員事務局では、職員の採用を行っておらず、現に障害者である職員が在籍していないことから、障害者雇用の推進に関する理解の促進を図る。</p> <p>人事異動において障害のある職員が配置されることが想定されるため、業務の選定や創出などにより、障害者である職員が活躍できる環境を整え、人事を所管する部署との調整を図り、障害のある職員が配置されるよう取り組む。</p>
定着に関する目標	<p>なし</p> <p>今後、障害者が在職した際に、障害者である職員の定着状況データを把握する予定。</p>
取組内容	
1 . 障害者の活躍を推進する	<p>障害者雇用推進者として、監査委員事務局次長を選任する。</p> <p>障害のある職員からの職業生活に係る相談窓口として</p>

<p>体制整備</p>	<p>職場相談員を選任し、必要に応じて市長部局で選任する障害者職業生活相談員と連携を図るなど人的サポート体制の充実を図る。なお、監査委員事務局において、障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には適正に選任する。</p> <p>共生社会の実現に向けて、障害及び障害者への理解促進が求められていることから、所属職員が研修の受講などを通じて、障害のある職員と共に働くことへの理解を深める。</p>
<p>2．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>障害者一人ひとりの特性や能力を十分に発揮できるよう、可能な限り本人の希望を踏まえた上で、業務の割り振りを行う。</p> <p>障害者本人の職務遂行状況や習熟状況に応じて、継続的に職務の選定・創出に取り組む。</p>
<p>3．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>職場相談員への相談のほか、半期ごとに実施している職員評価面談の際、障害のある職員に対しては、必要な配慮事項等の有無を把握することとし、その結果を踏まえ検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>措置を講じるに当たっては、障害のある職員からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
<p>4．その他</p>	<p>相模原市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>障害のある職員が活躍しやすい職場環境を実現するとともに、事務執行体制の効率化を図るため、令和元年12月に設置された「事務サポートセンター」を積極的に活用することで障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>